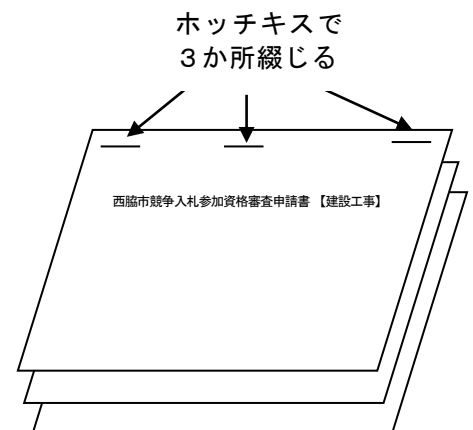


西脇市競争入札参加資格審査申請受付要領

- 1 受付期間 令和4年9月2日(金)から9月16日(金)まで
- 2 受付方法 原則郵送（9月16日消印有効）
※ ただし、やむを得ない場合については持参可とするが、事前に持参日時を連絡すること。
- 3 受付時間 **（持参の場合）9時から17時まで**
※ ただし、12時から13時までの間及び土曜日、日曜日並びに祝日を除く。
- 4 受付場所 **（持参の場合）西脇多可行政事務組合 資源循環課**
- 5 有効期間 受付日から令和5年3月31日まで
令和4・5年度 -追加受付-

- 6 提出書類
裏面別表のとおり
必ず別表の順に並べ、ホッチキスで長辺上部3か所を綴じること（フラットファイル等に綴じないこと。）
ホッチキスどめが無理な場合は、クリップ等での提出も可とします。



- 7 お問合せ先
西脇多可行政事務組合 資源循環課
(電話) 0795-22-8801

8 その他

- (1) 本資格は、西脇多可行政事務組合が執行する指名競争入札及び制限付一般競争入札の参加資格要件になります。
- (2) 「経営事項審査結果通知書」の有効期限に留意し、更新時は必ず写しを提出してください。
- (3) 西脇市内に本店を有する者は、「技術者名簿」の提出が必要です。技術者の異動がある場合は、必ず更新を行ってください。

別表

(○印は提出が必要な書類、△印は該当する場合のみ必要)

	提出書類	備考	発行機関	法人 個人	
				法人	個人
1	資格審査申請書 (西脇市様式1)			○	○
2	経営事項審査結果 通知書	有効期限(審査基準日から1年7か月)内のもの 写しでよい。		○	○
3	委任状 (西脇市様式2)	委任する場合のみ 代表者以外の者(支店長、営業所長等)を受任者 として、その者の名で西脇市と取引を行う場合に 必要		△	△
4	営業所一覧表 (西脇市様式3)	営業所等がある場合のみ 会社案内等で代替してもよいが、記載箇所に付箋 を付けること。		△	△
5	使用印鑑届 (西脇市様式4)	実印と使用印の両方を押印すること。		○	○
6	印鑑証明書 ※請求時に「印鑑登録 証(カード)」が必要 です。	法人 代表者印 令和4年6月1日以降に発行されたもの 写しでよい。	法務局	○	
		個人 令和4年6月1日以降に発行されたもの 写しでよい。	市町村 (西脇市の場 合は戸籍住民 課)		○
7	建設業退職金共 済組合加入履歴 証明書	写しでよい。 (1) 履行証明書が発行できない場合 →加入手帳の写しを添付 (2) 自社退職金制度を保有する場合 →社印押印した理由書を添付 (3) その他退職金制度に加入の場合 →加入証明書の写しを添付		○	○
8	建設業許可証明書 又は建設業許可通 知書	写しでよい。		○	○
9	履歴事項全部証明 書(登記簿謄本)	法人 令和4年6月1日以降に発行されたもの 写しでよい。	法務局	○	
	身分証明書 ※パスポートや運転免 許証を指す「身分証明 書」とは意味が違い ます。	個人 次の通知を受けていないという内容を証明する もの ・禁治産又は準禁治産の宣告の通知 ・後見の登記の通知 ・破産宣告又は破産手続開始決定の通知 令和4年6月1日以降に発行されたもの 写しでよい。	本籍地の 市町村 (西脇市の場 合は戸籍住民 課)		○
10	国税納税証明書	滞納の有無がわかるもの。写しでよい。 令和4年6月1日以降に発行されたもの 直近1か年分まで可			
		法人 様式「その3の3」 (法人税、消費税及び地方消費税)	税務署	○	
		個人 様式「その3の2」 (申告所得税、消費税及び地方消費税)	税務署		○
11	市税納税証明書 ※注意事項参照	西脇市内に事業所等がある法人及び個人は提出の こと。 滞納の有無がわかるもの。写しでよい。 令和4年6月1日以降に発行されたもの 直近2か年分を提出のこと。			
		法人 固定資産税、法人市民税、その他市税全て	西脇市 税務課	○	

別表

	提出書類	備考	発行機関	法人 個人	
				法人	個人
		個人 市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）	西脇市 税務課		○
12	工事経歴書 （西脇市様式5）	過去2か年分程度を提出のこと。 工事経歴冊子、会社案内等で代替してもよいが、発注者名、工事名、請負代金の額、工期、元請・下請の区別が記載してあること。		○	○
13	誓約書 （西脇市様式6）	代表者名及び実印で記載のこと。		○	○
14	暴力団排除に関する誓約書 （西脇市様式7）	代表者名及び実印で記載のこと。		○	○
15	長3返信用封筒 ※84円切手貼付済	<u>郵送時に同封のこと（受付票又は不足書類一覧返送用）。</u> 持参の場合は不要		○	○

※順番に並べて綴じること。

（提出書類以上）

■ 注意事項

1 市税納税証明書について

- (1) 西脇市内に本店を有する者（＝市内業者）は、当該事業所等の西脇市税関係一式の「納税証明書」を添付してください。
- (2) 西脇市外に本店を有する者で、西脇市内に支店・営業所等を有する者は、当該事業所等の西脇市税関係一式の「納税証明書」を添付してください。
- (3) 西脇市外に本店を有する者で、西脇市内に支店・営業所等を有し、かつ、入札及び契約等の権限を当該支店・営業所等に委任した者（＝準市内業者）は、当該事業所等の西脇市税関係一式の納税証明書が発行できないときは、同じく税務課が発行する「営業証明」を添付してください。

2 各種証明書の発行について

納税証明書や身分証明書などの証明書の発行については、ご本人（法人の場合は代表者本人）が窓口に来られない場合、ご本人（又は法人の代表者）の委任を受けた代理人の方が委任状を提出して手続きを行ってください。

3 建設工事入札参加資格者の社会保険加入の要件化について

西脇市では、建設産業における技能労働者の処遇改善に向けた取組として、建設工事の競争参加資格者名簿に登録できる者を、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」（以下「社会保険」という。）に加入している者に限定しています。

※社会保険加入状況の確認方法について

社会保険の加入状況については、経営事項審査の総合評定値通

知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄により、確認します。

- (1) 全ての社会保険の加入の有無が、「有」又は「除外」となっている場合は、名簿登録を可とします。
- (2) いずれかの社会保険の加入の有無が、「無」となっている場合は、名簿登録を不可とします。